**2018年度　海外コーディネーター事業（機械・環境）**

**公募要項**

2018年3月21日

独立行政法人日本貿易振興機構

ジェトロソウル事務所

所長　保科　聡宏

日本貿易振興機構ソウル事務所（以下「ジェトロ」という）では、日本企業の海外市場開拓（主に日本から当該国への輸出）を支援するため、当地にて日本企業のための貿易相談及びビジネスマッチングを業務委託できる個人または法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

**１．事業目的**：

日本企業の海外市場開拓を促進するため、当該国・地域の当該分野専門家による相談対応や現地企業・バイヤーとのビジネスマッチング支援などを行う。

**２．業務委託内容：**

**（１）専門分野**

機械・環境分野

**（２）対象国・地域（カバーエリア）**

大韓民国（以下「韓国」）

**（３）サービス概要**

①相談対応業務

A.E-Mail相談

日本企業や関係機関等からの、現地市場開拓等に関する問い合わせ（商品の市場性、トレンド、競合情報、流通経路等）に対し、所定フォームにてE-Mailで回答する。

1件につきA4用紙1〜2枚（1,200〜2,400字）程度を回答量の目安とする。実際の回答量に拘らず、1申請あたり1件の回答とする。

B.ブリーフィング・サービス（於：現地）

日本国内中小企業から寄せられる、現地市場の開拓等に関する相談対応（ブリーフィング・サービス）を現地で行う。また、必要に応じて市場視察等への同行等を行う。原則として、ジェトロを通じての事前予約制とする。1件当たり1時間程度を目安とする。

C.ブリーフィング・サービス（於：日本国内）

日本国内中小企業から寄せられる、現地市場の開拓等に関する相談対応（ブリーフィング・サービス）を日本国内で行う。また、必要に応じて企業訪問等への同行を行う。原則として、ジェトロを通じての事前予約制とする。1件当たり30分程度を目安とする。

②ビジネスマッチング支援業務

ジェトロの依頼にもとづき、ジェトロ事業参加者等と現地バイヤーとのアポイントメントの設定や、商談同席等を行うことにより、個別にマッチング支援を行う。

また、ジェトロが主催する展示会・商談会・ミッション派遣等における、複数の日本企業等と複数の現地バイヤーとの商談アレンジについても、本業務の対象とし、ジェトロ現地事務所およびジェトロ本部の確認の下、実施することとする。

主な業務内容は以下の通り。

A.企業リストアップ：

日本国内の中小企業の商品に関心を持つ可能性のある現地バイヤーなどの基本情報を収集し、申込企業へ売り込み先リストとして提供する。担当者名、連絡先等の回答を得た場合1件とカウントする。提供する資料に出所を明記する。

B.関心度ヒアリング：

上記Aでリストアップした売り込み先について、各現地バイヤーなどの商談関心度合いをヒアリングする。ヒアリングの結果、対象企業から指定フォーマットの回答を得た場合1件とカウントする。但し、ヒアリングをした企業のうち、以下C.記載の通り商談を完了したバイヤー分については、C項目でカウントすることとし、本項目の支払対象からは除外する（Cの業務にBが内包されるため）。

C.商談アレンジ：

現地へ出張する日本の中小企業との対面による商談をアレンジする。商談を実施、完了したことをジェトロ現地事務所が確認した時点で、1件とカウントする。また、展示会・商談会・ミッション派遣等において、海外コーディネーターが現場でバイヤーを勧誘、商談アレンジが出来た場合も、同様のカウント方法を適用する。日本企業の都合によりキャンセルとなった場合は、対面による商談が実施されなくても対価を支払うこととする。

D.商談同席：

海外コーディネーターが対面による商談に同席し、商談フォローを実施し、完了したことをジェトロ現地事務所が確認した時点で1件と数える。1件当たり30分程度を目安とする。

E.フォローアップ：

上記②ビジネスマッチング支援を行った現地バイヤーに対し、ジェトロが要請した場合、ジェトロ現地事務所の依頼のもと、その後の商談の進捗状況、商談イベント自体の感想、評価、要望を電話・メール等で確認し、所定のフォームで報告する。

進捗の確認ができたバイヤー1社を1件とカウントする。

③基盤強化活動

A.海外販路開拓事業に対するアドバイス・提案等（対：ジェトロ）

ジェトロが展示会、バイヤー招聘等の各種イベントを開催する前後等に、ジェトロに対して、アドバイス、提案等を面談、E-mail等にて行う。1件当たり1時間程度。

日本語でA4用紙1～2枚（1,200～2,400字）程度でのアドバイス・提案も可能とする。ジェトロ事業に係るバイヤー発掘・リストアップは本業務に含める。

B.バイヤーレポート作成

日本企業との取引可能性、販路開拓が見込めるバイヤーや展示会について、必要に応じて訪問を行った上で、報告書にて報告する。報告対象は、これまで日本の商品を扱ったことのない現地バイヤーを中心とする。

C.バイヤー発掘・フォローアップ：

ジェトロが主催する商談会等に招聘するバイヤーの勧誘・事前調整等を行う。バイヤーの参加・招へいが決定した場合に1件とカウントする。

D. セミナー等における情報提供

日本国内の中小企業等を対象にした現地の最新の消費動向や売れ筋商品、現地特有の商習慣や販売方法等に関するセミナー等の開催依頼があった場合、ジェトロ現地事務所、ジェトロ本部、コーディネーター3者の合意のもと、依頼地（日本国内）にて情報提供等を行う。講演資料作成も本業務に含むものとする。なお、業務時間は、当該コーディネーターによるセミナー講演時間（他の講演者による講演時間や休憩時間等は含まない）および質疑応答を実施した時間をカウントし、事前の打ち合わせ時間、控え室での待機時間、終了後の名刺交換等の時間はカウントしない。

**(４)報告書**

月次報告書を作成し、翌月5日（2019年3月分は同月29日）までにジェトロ現地事務所に提出する。報告書の様式はジェトロが定めるものとする。

**（５）その他**

①　全ての業務は、原則としてジェトロからの事前連絡に基づき対応することとする。

②　関連業務、または、必要に応じて業務出張を要請する可能性がある。出張に係る経費（交通費、宿泊費等）は規定額をジェトロが負担する。

**３．使用言語：**

「日本語」及び「韓国語」

**４．募集人数（予定）：**

最大2名

**５．業務委託料（税込み）：**

（１）本契約に基づき支払われる業務委託料は単価に基づく出来高払いとし、年間KRW 2,970,000を超えないものとする。

（２）電話代、コピー代、保険料など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。交通費については、ジェトロソウル事務所において業務が実施される場合、業務委託料に含まれるものとし、ジェトロは負担しない。その他、ジェトロの指定する場所において業務が実施される場合、実施に係る交通費についてはジェトロの負担とすることができる。

（３）日本国内において実施された業務については、日本の税法に基づき所得税（公募開始時点20.42％）が課税される。所得税はジェトロが源泉徴収する。

（４）各業務の単価は以下のとおり。

**①　相談対応業務**

A.　E-Mail相談： KRW 220,000 / 件

B.　ブリーフィング： KRW 55,000 / 15分

 ※端数が発生する場合は、15分単位で切り上げ

 ※端数切り上げは日単位の当該業務実績合算値に対して行う。

**②　ビジネスマッチング支援業務**

A.　企業リストアップ： KRW 11,000 / 社

※同一の展示会等において、現地企業1社が複数の利用企業と商談を行う場合、企業リストアップ件数は現地企業数を以て算出する。（複数の利用企業に対する企業リストアップの場合、同一の現地企業については重複して計上しない。）

B.　関心度ヒアリング： KRW 33,000 / 社

※ヒアリングの結果、対象企業から回答を得た場合1件と数える。対象企業から回答を得られない場合は計上しない。

C.　商談アレンジ： KRW 55,000 / 件

※商談アレンジは実施された商談について計上するものとし、キャンセルされた商談については計上しない。但し、利用企業の事情によりキャンセルされた商談については計上する。

D.　商談同席： KRW 55,000 / 15分

 ※端数が発生する場合は、15分単位で切り上げ。

 ※端数切り上げは日単位の当該業務実績合算値に対して行う。

E.　フォローアップ： KRW 220,000/ 件

**③　基盤強化活動**

A.　海外販路開拓事業に関するアドバイス・提案等： KRW 440,000 / 件

B.　バイヤーレポート作成： KRW 55,000 / 件

C.　バイヤー発掘：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 KRW 220,000 / 件

D.　セミナー等における情報提供： KRW 55,000 / 15分

※端数が発生する場合は、15分単位で切り上げ

※端数切り上げは日単位の当該業務実績合算値に対して行う。

※上記委託料は、セミナー講演（他の講演者の講演時間は含まない）、質疑応答を実施した時間に対して支払うものとする。事前の打ち合わせ時間、終了後の名刺交換等の時間はカウントしない。

※ジェトロが要請した日本国内でのブリーフィング、セミナー、海外販路開拓事業に関するアドバイス・提案等を行なう場合、出張に係る経費（交通費や宿泊費等）は規定額をジェトロが負担する。

**６．支払い方法**

（１）委託業務が発生した月単位で、月次報告書、交通費その他の証憑の確認がとれた後、ジェトロは確定した金額を業務先に通知する。

（２）業務委託先は同通知額に基づき、支払請求書をジェトロに送付。

（３）ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座にウォン建てで支払う。

**７．応募資格：**

以下の基準をすべて満たすこと。

（１）法人の場合は韓国に現地法人又は支店を有し、従事予定者はソウル市に居住していること。個人の場合はソウル市に居住していること。

（２）事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。

（３）当該専門分野での業務経験が5年以上であること。

（４）本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。

（５）刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。

（６）本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。

（７）本事業を遂行するに足りる健康状態が保たれていること。

（８）本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。

（９）必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

**８．応募方法：**

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロソウル事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

**９．選考方法：**

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

（１）本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性

（２）本事業で求められる専門知識・人脈の有無

（３）過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）

（４）カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験

（５）相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力

（６）本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び韓国語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

※第二次選考の面談は、テレビ電話等で実施する場合もあります。

**１０．応募期間：**

2018年3月21日（水）～4月4日（水）17時必着

**１１．契約形態・業務委託期間：**

（１）契約形態：ジェトロと採択者（法人又は個人）との間で業務委託契約書及び秘密保持契約書を締結（いずれも日本語）

（２）業務委託期間：契約締結日　～　2019年3月29日

**１２．個人情報の取り扱い：**

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

**１３．留意事項**

（１）業務委託先は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。

（２）業務委託先は、事業の全て又は一部を第三者へ再委託することは禁じられています。但し、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。

（３）業務委託先は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該資料及び作成資料の知的財産権並びに事業成果はジェトロに帰属します。

**１４．応募先・お問い合わせ：**

ジェトロソウル事務所　担当：友田、藤本

E-mail：kos@jetro.go.jp

TEL：02-739-8657

以上

|  |
| --- |
| ＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。（１）公表の対象となる契約先次のいずれにも該当する契約先①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。（２）公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名②当機構との間の取引高③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上④一者応札又は一者応募である場合はその旨（３）当機構に提供していただく情報①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。（４）公表日契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内） |